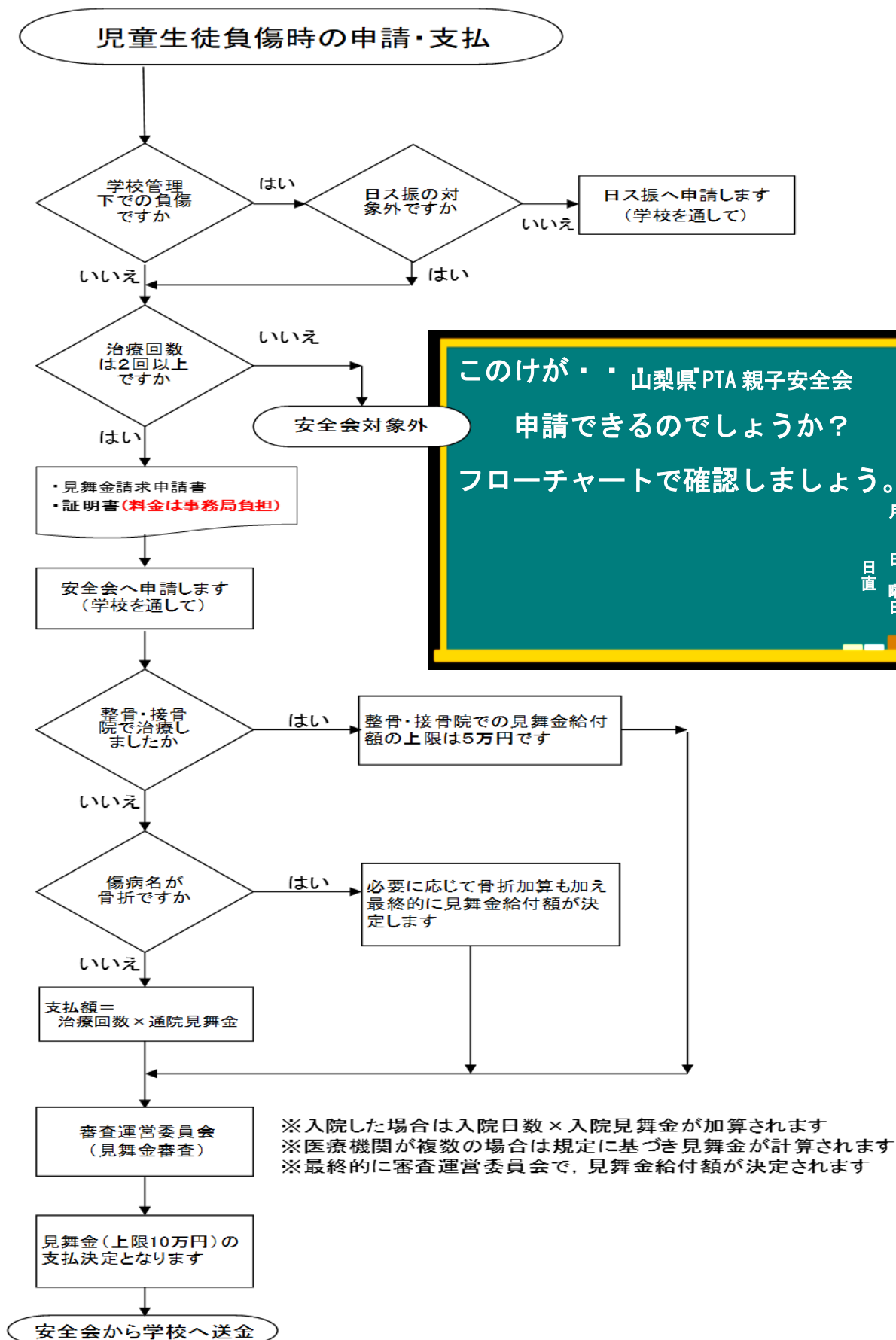


2022年度版(2022年4月1日施行)



親子安全会見舞金制度の手引き

もしも**けが**をしてしまったときは.....

親子安全会から**見舞金**が給付されます。

～治療回数が**2回以上**のけがと、死亡の場合

申請により**見舞金**が支払われます～

区分	対象	事由	見舞金額	
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 ※別項(☆見舞金申請のきまり①)参照	10万円	
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円	
傷害見舞金 【整(接)骨院での治療は5割給付, 上限5万円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円/1日
			通院	1,000円/1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 (社会的行事: 公的機関の主催共済行事)	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
	教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円/1日
			通院	1,500円/1回
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分により査定された金額 (但し, 入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内)		
	保護者・教職員			

☆見舞金申請の仕方(ご家庭でしていただくこと)

① けがをして、保険診療のきく医療機関で**2回以上治療**した場合は申請ができます。

まず、学校から『PTA親子安全会見舞金請求申請書』と『証明書』の用紙をいただきます。

② 次に、『PTA親子安全会見舞金請求申請書』の太線内を記入してください。

申請書提出時の学年・組を記入してください。(中学卒業後の申請は中学校3年生時の学年・組を入力)

なお、原因・発生状況は、詳しく記入してください。

③ 『証明書』は、受診した医療機関等に記入を依頼してください。

証明書料は事務局負担(2022年4月1日施行)です。

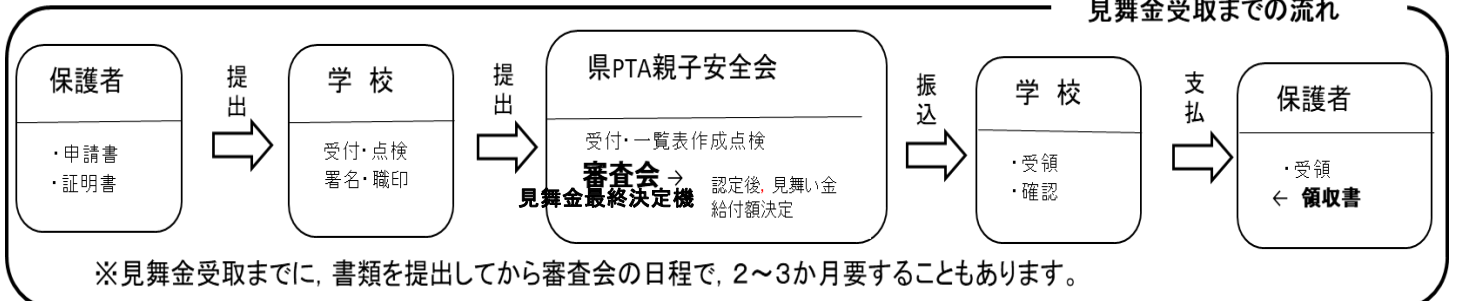
④ ②と③を学校に提出してください。学校から山梨県PTA親子安全会事務局に提出されます。

山梨県 PTA 親子安全会

☆見舞金申請のきまり（詳しくは各学校・山梨県PTA親子安全会事務局にお問い合わせください）

- ① 児童生徒は、学校生活中(学校管理下)以外の全てのけがと死亡が、見舞金制度の対象です。児童生徒の学校生活中のけがの申請は、『日本スポーツ振興センター』です。
- ② 保護者・教職員はPTA活動中及び児童生徒を対象とした社会的行事参加中等のけがと、死亡(死亡理由を問わず)が対象です。
- ③ 2回以上治療しないと申請できません。一傷害事故について申請は1回です。
- ④ 見舞金の対象期間は、けがをした日から180日間です。
- ⑤ 見舞金の申請は、治療が終わって3か月以内を目安にしてください。けがをした日から2年過ぎての申請はできませんので注意してください。
- ⑥ **証明書料は事務局負担（2022年4月1日施行）です。**
- ⑦ 次の場合、見舞金は支払われません。
 - (ア) 『日本スポーツ振興センター』対象のけが (イ) 本人の無免許・飲酒運転及び不正申請等
 - (ウ) 地震・噴火・台風等天変地異のけが等 (エ) 戦争・争議・紛争等によるけが等
 - (オ) 交通事故によるけが **(但し、自転車の自損事故のみ見舞金支払の対象となります)**

見舞金受取までの流れ



☆山梨県 PTA 親子安全会の概要

- ・山梨県PTA親子安全会は、昭和50年（1975年）4月1日に発足しました。
- ・昭和61年度（1986年）定期総会で親子・教職員とも全員加入が、決議されました。
- ・平成20年度（2008年）から、保険業法の適用で見舞金支払規定が変わり、上限10万円です。
- ・PTA全会員の連帯意識で
 - ① 生命安全への意識の高揚
 - ② 事故傷害への見舞金制度
 - ③ 社会的活動実践に向けての下支え
 を推進します。

【会費】

児童生徒・・・年額400円

保護者（一世帯）、教職員（一人）・・・年額300円

山梨県PTA親子安全会事務局（ご不明な点やご質問等ありましたらお問い合わせください。）

〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7 ☎055-228-1342

2022年度

扶助会の手引き

山梨県 PTA 扶助会

ご不明な点やご質問等ありましたら、山梨県 PTA 扶助会事務局へお問い合わせください。

〒400-0031

甲府市丸の内3-33-7

万一、保護者（会員）が **死亡** したとき

扶助会から **厚生援助金（一時金）**

PTA 活動中や社会的行事参加中の事故死亡には、**弔慰見舞金** が支払われます。

区 分	対 象	事 由	見舞金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者（親権者）である会員死亡 （病気・事故等死亡の理由は問わない）	10 万円
弔慰見舞金 （事故死亡の場合のみ）	児童生徒	PTA 活動中による事故死亡 （日本スポーツ振興センターの適用外）	100 万円
	保護者 教職員	PTA 活動中による事故死亡	300 万円
		児童生徒対象の社会的行事参加中による事故死亡 （社会的行事：公的機関の主催共催行事）	200 万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100 万円

☆申請から受取までの流れ

- ① 学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただいでください。
 - ② その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
 - ③ ②を学校に提出してください。学校から山梨県 P T A 扶助会事務局に提出されます。
 - ④ 弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
 - ⑤ 扶助会認定委員会（年間 9 回開催）で認定後給付されます。
 - ⑥ 厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
 - ⑦ 弔慰見舞金は、受取人の指定された口座に振込まれます。
- ※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

※ 次の場合は支払われないことがあります。

- (ア) 山梨県 P T A 親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (イ) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく 2 年以上給付金の申請がなかった時
- (ウ) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (エ) 地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡（ただし、 P T A 会員として、救出作業に従事時の災害事故は除く）
- (オ) 戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
- (カ) 1 事故 1 団体への給付金が 5,000 万円を超えた場合、その超えた部分
- (キ) 原資金がなくなった時

☆山梨県 P T A 扶助会の概要

- ・ 山梨県 P T A 扶助会は、山梨県 P T A 親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日に設立されました。
- ・ 会員は、山梨県 P T A 親子安全会の全会員が対象です。（扶助会としての会費は無料です。）
- ・ 目的は（1）保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助
（2） P T A 活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞金
※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
※弔慰見舞金はいずれも病気死亡は除きます。
- ・ 扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。